

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて ～管内の約9割の自治体が中間前金払制度を導入～

関東地方整備局
建政部

関東地方整備局建政部では、災害時に最前線で地域社会の安全・安心の確保等を担う地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて、管内の地方自治体における中間前金払制度の導入・活用の促進に努めています。

この度、東日本建設業保証(株)にご協力いただき、令和2年5月30日現在の中間前金払制度の導入状況を調査したところ、管内429団体のうち、約9割にあたる380団体が同制度を導入していることが確認されました。

元請建設企業が継続して安定的に事業活動を行うためには、手元資金の充実を図り、低廉なコストによる資金調達が可能となる前金払制度、中間前金払制度、地域建設業経営強化融資制度を活用し、資金繰りを円滑化・安定化させることが重要です。

また、近年は、甚大な自然災害が毎年のように発生しており、その復旧・復興工事に従事する地域建設企業が、緊急性が高いこのような工事に要する資材・人員の調達を円滑に行う観点からも、どの地域にいてもこれらの制度を確実に活用できることが必要です。

関東地方整備局建政部では、引き続き「地域の守り手」となる地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化のため、地方自治体における前払金支払限度額の撤廃・見直し、中間前金払制度・地域建設業経営強化融資制度の導入・活用の促進に努めてまいります。

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kensan_00000147.html

2. 民間と自治体が連携して取り組む インフラ施設の調査・検討を支援します！ ～令和2年度第3回官民連携基盤整備推進調査費の配分～

関東地方整備局
企画部

令和2年度官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(官民連携基盤整備推進調査費)第3回募集分について、関東地方整備局管内から下記の支援箇所が決定されましたのでお知らせします。

調査計画名	実施主体
聖蹟桜ヶ丘かわまちづくりにおける心地良い水辺空間づくりのための基盤整備検討調査	東京都 多摩市

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。
https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000778.html

3. 道路に関する新たな取り組みの現地実証実験(社会実験)の実施について

関東地方整備局
道路部

○国土交通省道路局では、社会的に影響を与える可能性のある道路施策の導入に先立って、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行・評価し、もって新たな施策の展開と円滑に事業を執行することを目的とする現地実証実験(社会実験)を、公募により平成11年度から実施しています。

○令和2年度においても実験を実施する地域を公募※し、関東地方整備局管内では、別表の実験が採択されましたので、お知らせします。

○社会実験については、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/road/demopro/index.html>

※公募期間：令和2年5月22日(金)～令和2年7月3日(金)

この記事や、この記事の添付資料を以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_0000305.html

4. “地域インフラ” サポートプラン関東 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局
企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページにて紹介しています。

(現在、342話まで掲載中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

「技術者スピリッツ」は以下の関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/gi_jyutu/index00000022.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 新型コロナがもたらす「ニュー・ノーマル」に対応したまちづくりに向けて

国土交通省都市局では、様々な分野の有識者に個別ヒアリングを実施し、「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」(論点整理)をとりまとめましたので公表いたします。

○令和2年6月～7月にかけて、新型コロナ危機を踏まえ、今後の都市のあり方にどのような変化が起こるのか、今後の都市政策はどうあるべきかについて検討するため、都市再生や都市交通、公園緑地や都市防災のほか、医療、働き方など、様々な分野の有識者の方々、合計61名に個別ヒアリングを実施しました。その他、地方公共団体、都市開発・公共交通・情報通信関係の事業者の方々にもヒアリングを実施しました。

○ヒアリングにおける有識者の方々のご意見を踏まえ、新型コロナ危機を契機として、今後の都市のあり方にどのような変化が起こり、今後の都市政策はどうあるべきかについて論点整理を行いましたので、自治体や民間事業者等のまちづくりに取り組む皆様が今後のまちづくりのあり方を検討される際に、お役立ていただければ幸いです。

○国土交通省都市局では、今回整理した都市政策の方向性に向け、具体的な実現方策を検討するため、本年秋頃を目途に有識者からなる検討会を設置し、検討を深めていく予定です。

【ヒアリングを踏まえた新型コロナ危機を契機とした変化と今後の都市政策の方向性(要点)】

○都市の持つ集積のメリットは活かして、国際競争力強化やコンパクトシティなどは引き続き進めつつ、「三つの密」の回避など「ニューノーマル」に対応したまちづくりが必要

- ・職住近接のニーズに対応したまちづくりの推進
- ・まちづくりと一体となった総合的な交通戦略の推進
- ・緑やオープンスペースの柔軟な活用
- ・リアルタイムデータ等の活用による、過密を避けるような人の行動の誘導 等

【参考】[「新型コロナ危機を契機とした新しいまちづくりの方向性」ホームページ](#)

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000301.html

2. 「水災害対策とまちづくりの連携のあり方について」提言とりまとめ ～水災害ハザード情報を充実してリスク評価を行い、防災まちづくりをすすめます～

国土交通省では、近年の水災害の激甚化や水災害リスクの増大を踏まえ、水災害に対するリスクの評価及び防災、減災の方向性について検討するため、本年1月より「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会※を設置して議論を重ね、この度、提言がとりまとめられました。

本提言は、まちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報のあり方や、水災害リスク評価に基づき効果的に水災害リスクを軽減するための方策についてとりまとめています。

<提言の主な内容>

- 1.まちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報を充実させるべき。
 - 2.地域ごとに水災害リスク評価に行い、まちづくりの方向性を決定するべき。
 - 3.水災害リスクの評価内容に応じた防災・減災対策によりリスク軽減を図るべき。
 - 4.関係部局間の連携体制の構築や、流域・広域の視点からの検討・調整を行うべき。
- ※提言は、以下の国土交通省ウェブページに掲載されます。

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000059.html

今後、国土交通省では、本提言に基づき、水災害ハザード情報の充実や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進める考え方・手法を示す「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を本年度中に作成するなどの施策を講じていく予定です。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000160.html

3. 改正建築物省エネ法が令和3年4月1日から施行されます ～改正建築物省エネ法の内容について学べるオンライン講座も開設しております～

昨年5月17日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）」の施行に関し、施行期日を定める政令及び施行令の一部を改正する政令が、本日、閣議決定され、改正法が令和3年4月1日から施行されることとなりました。

1. 今回施行される改正法の概要

[1] 中規模のオフィスビル等の基準適合義務の対象への追加

省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模について、非住宅部分の床面積の合計の下限を2000㎡から300㎡に引き下げ、基準適合義務の対象範囲を拡大する。

[2] 戸建住宅等の設計者から建築主への説明義務制度の創設

小規模※の住宅・建築物の設計を行う際に、建築士が建築主に対して、省エネ基準への適合の可否等を評価・説明することを義務付ける制度を創設する。

※小規模：床面積の合計が300㎡未満（10㎡以下のものは除く。）

[3] 地方公共団体の条例による省エネ基準の強化

地方公共団体が、その地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、省エネ基準のみでは省エネ性能を確保することが困難であると認める場合において、条例で、省エネ基準を強化できることとする。

2. 改正法の施行日

令和3年4月1日

※なお、政令の公布日は令和2年9月4日です。

3. オンライン講座の開設について

改正法の内容を動画にて説明するwebサイトを本日より開設しました。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、本年は対面での説明会は開催致しませんので関係者の方は必ずご確認ください。<https://shoenehou-online.jp/>

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000963.html

4. 「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン」公表 ～「CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会」（第8回）を開催～

国土交通省では、CM方式※について、発注者が利用しやすい仕組みの創設に向け全8回の検討会を開催し、ピュア型CM方式を地方公共団体で活用する際の参考となるよう整理したガイドラインを作成しました。

小規模な地方公共団体において技術職員の減少に伴い発注者体制が脆弱化しており、今後、発注体制が十分に確保できなくなることが懸念されています。

このような背景から、設計や工事に係る発注者のマネジメントや発注事務を支援するCM方式へのニーズが高まっています。

これらを受け、国土交通省では、平成30年9月に検討会を立ち上げ、CM方式に精通している学識者や実務者等で、発注者が利用しやすい仕組みの創設に向け、具体的な制度設計について検討してきました。

検討会発足以降、これまでに7回の検討会を開催し、令和2年8月6日に開催した第8回検討会において、最終とりまとめを行いました。

※CM（Construction Management）方式とは、建設生産に関わるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行うもの。ピュア型CM方式におけるCMRの立場は発注者の補助者・代行者であり、最終的な判断については、発注者が責任を負う。

（地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン）

今般とりまとめた「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン」及びこれまでの検討会資料につきましては、国土交通省ホームページに掲載しております。
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000169.html

また、CM方式の導入をはじめ、入札契約方式等の円滑な活用に向けたアドバイス等を実施する相談窓口「入札契約改善アドバイザー」を開設しております。ご用命の方は次のメールアドレスまでご連絡願います。

「入札契約改善アドバイザー」メールアドレス：hqt-tokenyuki@gxb.mlit.go.jp

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000718.html

5. 「入札契約適正化相談窓口」の新設 ～地方公共団体における取組の普及浸透の総合的なサポート・相談体制を強化～

国土交通省では、入札契約適正化に関する地方公共団体担当者からの一般的な相談のほか、入札契約方式に関する個別具体的な案件に対する助言や平準化関連の事例紹介、助言等を行う相談体制を新設しました。

地方公共団体における入札契約適正化に関する総合的なサポート・相談体制を強化するため、入札契約適正化法に関するアドバイスを行う窓口（[1]入契ワンポイントナビ）、入札契約方式等に関する具体的な助言等を行う窓口及び平準化の取組に関する具体的な助言等を行う窓口（[3]平準化推進ヘルプデスク）をまとめた「入札契約適正化相談窓口」を新設します。

この記事や、この記事の添付資料を以下の国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000717.html